

審議会等の概要

審議会等の名称	古河市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	
設置の根拠法令	国民健康保険法第11条 古河市国民健康保険条例第2条	
設置年月日	平成17年9月12日	
主な審議内容	(1) 一部負担金の負担割合に関する事項 (2) 一部負担金の減免に関する事項 (3) 保険税の賦課方法に関する事項 (4) 保険税の減免に関する事項 (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項 (6) 保健事業の実施計画の策定に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項	
会議の開催予定	随時	
委員の任期	令和10年9月11日まで（3年間）	
委員数（定数）	被保険者代表6人・医療機関代表6人・公益代表6人　計18人	
委員の職及び氏名	会長 鈴木 隆 副会長 魚見 久美子 委員 荒牧 清貴 委員 浦上 尚 委員 宇都木 洋子 委員 園部 泰宏 委員 馬場 れい子 委員 関根 とね子 委員 齊藤 明 委員 秋葉 和敬 委員 印出井 一男 委員 加藤 修 委員 若松 理 委員 横山 徳幸 委員 齊藤 由美子 委員 小林 登美子 委員 阿久津 佳子 委員 稲葉 貴大	
問合せ先 (事務局)	古河市役所 健康推進部 国保年金課 国保係 TEL 0280-22-5111（内線1017）	
備考		